

平成17年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

国土交通省大臣官房技術調査課

技術管理係長 あらかわ たいじ 荒川 泰二



はじめに

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であるため、建設業法では施工体制台帳および施工体系図の作成等が義務付けられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という）では、より一層の適切な施工体制の確保が求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれるなど、より一層適正な施工体制の確保ならびに徹底が求められているところです。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法の趣旨の徹底をより一層図るため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。



国土交通省直轄工事における実施方法

(1) 点検時期

平成17年10月から11月を全国一斉点検期間とし、期間内に抜き打ちで点検を実施しました。

(2) 点検対象工事

請負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）を対象として実施し、特に低入札価格調査制度調査対象工事および低入札工事に準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札等」という）に重点をおいて点検を行いました。

(3) 点検内容

建設業法、適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等以下の項目を点検項目としました。今年度は新たに下請負契約に関する点検項目を追加して実施しました。

(i) 基本点検項目

【監理技術者等の配置に関する点検項目】

①元請の監理技術者等の資格・常駐・同一性（JV構成員含む）（建設業法第26条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第26条第5項等）

【施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目】

①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7）、②施工体系図の掲示（建設業法第24条

の7第4項及び適正化法第13条第3項), ③建設業許可票の掲示(建設業法第40条), ④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示, ⑤労災保険関係成立票の掲示(労働者災害補償保険法施行規則第49条), ⑥工事カルテの登録申請状況

【下請契約に関する点検項目】

①下請の建設業許可(建設業法第3条), ②軽微な工事の下請契約, ③明確な工事内容での下請契約, ④適切な請負代金の支払方法

【(ii)一括下請に関する点検項目】

【元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目】

①技術者専任(現場代理人の常駐, 監理技術者の常駐, 主任技術者の常駐), ②発注者との協議, ③住民への説明, ④官公庁等への届け出等, ⑤近隣工事との調整, ⑥施工計画(施工計画提出状況, 品質管理計画等の立案, 設計図書照査), ⑦工程管理, ⑧出来形品質管理(品質管理に関する作業分担, 検査・試験の整理・記録, 段階確認または施工状況検査の実施), ⑨完成検査(下請業者の完成検査), ⑩安全管理(KY活動, 安全巡視の実施, 安全衛生責任者の常駐把握, 作業主任者の資格確認・把握, 災害防止協議会の設置と開催, 店社パトロールの実施, 新規入場者教育の実施), ⑪下請の施工調整及び指導監督(施工体制台帳の内容把握, 下請の主任技術者確認・把握, 下請に対する安全管理の指導, 工程会議の開催, 下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施, 作業手順書の作成・指導・監督)

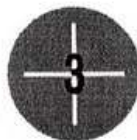
【紛らわしい施工体系に関する点検項目】

①主たる一次下請人に直営施工がないケース, ②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース, ③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース, ④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

(4) 点検方法

点検は当該工事を担当する監督職員以外の職員

により, 各地方整備局の企画部工事監視官, 工事検査官, 営繕部の技術・評価課長等, 港湾空港部の港湾空港整備課長等, 各事務所の副所長, 技術課長および工務課長等により行いました。実施に当たっては, 主任監督員等の監督職員の立ち会いの上で, 抜き打ちで各工事現場に立ち入り, 関係資料の提示を求め点検を行いました。



国土交通省直轄工事の点検結果

全体で1,135件(稼働中工事8,232件の約14%)を点検しました。このうち低入札工事等は, 195件(稼働中工事370件の約53%)の点検を行いました。

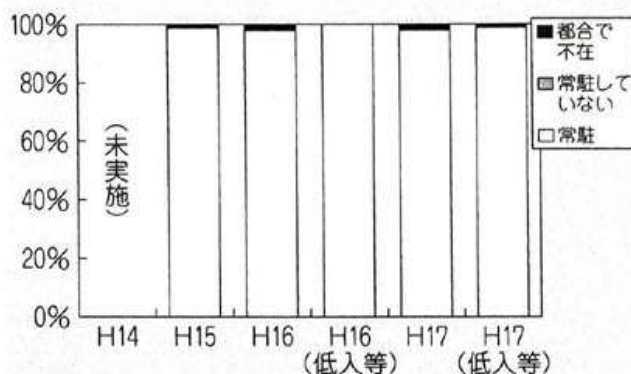
(1) 基本点検項目

① 監理技術者等の配置に関する点検

監理技術者等の常駐については, ほぼすべての工事において常駐または不在を監督職員が承知していることが確認できました。

監理技術者等の同一性については, 不在である場合を除き, すべての工事において同一人であることを確認しました。当日確認できなかった工事については, 後日確認を行い, 同一人であることを確認しました。

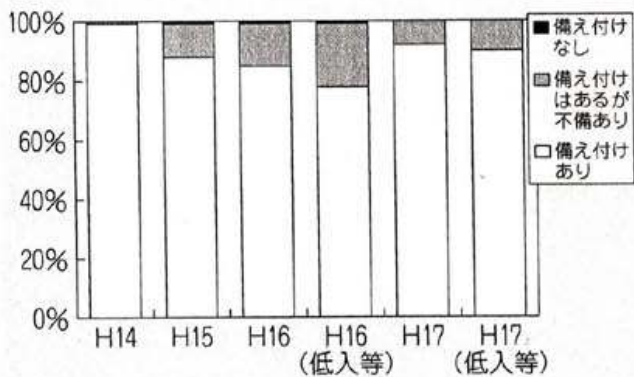
監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証については, ほぼすべての工事において確認できました。しかし, 1工事において監理技術者講習を受けていない者を監理技術者として配置していることが判明しました。



図一 監理技術者等の常駐

② 施工体制台帳の備え付け等に関する点検

施工体制台帳の備え付けについては, ほぼすべ



※ H14年度は備え付けの状況のみ点検
 図-2 施工体制台帳

での工事において、確認できました。しかし、一部の工事で記載漏れなどの不備が見られました。

施工体系図についても、ほぼすべての工事において、掲示の確認ができました。掲示場所が不適切なケース（工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所とはなっていないケース）は、昨年に引き続き減少していました。

建設業許可票の掲示も、平成14年度には不備が目立っていましたが毎年改善が見られ、発注者、施工者ともに建設業法、適正化法に関する理解の

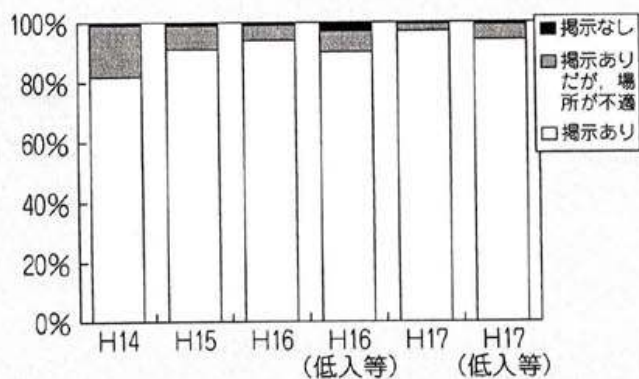


図-3 施工体系図

浸透が進んでいることがうかがえます。

③ 下請負契約に関する点検

下請負業者の適切な建設業許可の有無や建設業法で規定されている契約書に記載しなければならない事項（工事内容、請負代金の額、工期など13項目）について明確な工事内容で元請・下請契約がなされているか、および請負代金の支払方法が契約書に記載されているか等の下請負契約に関する点検を今年度新たに実施しました。

下請負業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合はありませんでしたが、一部の工事において、下請負業者が建設業許可の許可業種に合致しない工事内容を施工しているケースが判明しました。

明確な工事内容での契約は、多くの工事で不明確なケースが見られ、また請負代金の支払方法についても、一部の工事で不適切なケースが見られました。

(2) 一括下請負に関する点検項目

① 元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検

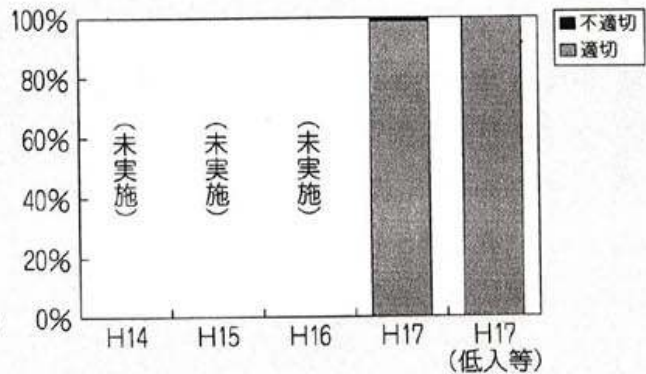


図-5 下請の建設業許可

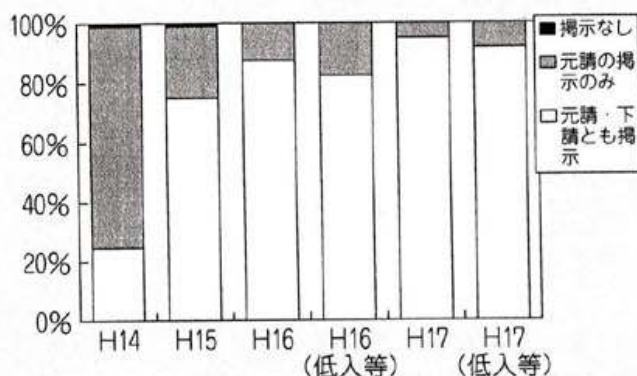


図-4 建設業許可票

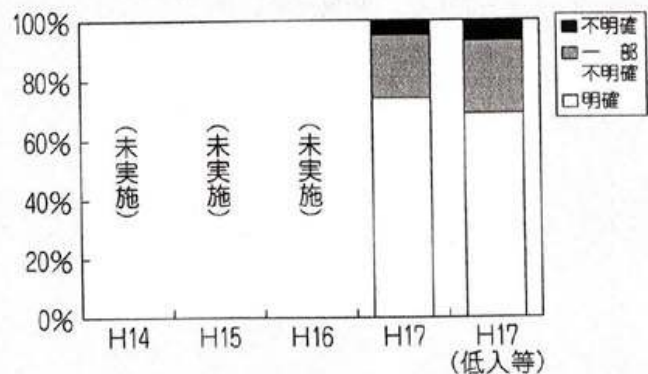


図-6 明確な工事内容での契約

元請負業者の下請施工の関与状況は、一部不良や不良となるケースも見つかりました。特に、作業手順書の作成・指導・監督、災害防止協議会の設置と開催、下請負業者の完成検査、近隣工事との調整、住民への説明、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施などの項目で不良となるケースが見られました。また、工程会議の開催、品質に関する作業分担、発注者との協議、店社パトロールの実施などの項目で、一部不良となるケースが見られました。

② 一括下請負に関する点検（紛らわしい施工体制）

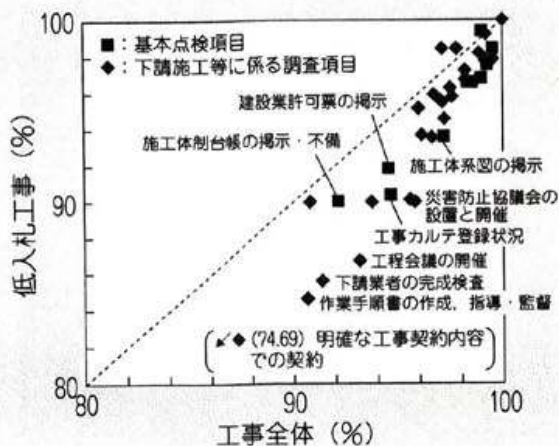
一括下請負の有無について、施工体制や元請負業者の下請施工の実質関与等の観点から点検を行いました。

一括下請負の疑義が生じやすい紛らわしいケースがありましたが、点検の結果、一括下請負と認められる工事はありませんでした。

(3) その他

① 低入札工事等について

低入札工事等について見ると、例えば建設業許可票が元請、下請ともに掲示されていたものが約92%（一般工事では約95%）、不備のない施工体制台帳が備え付けられているものが約90%（一般工事では約92%）、元請が下請と明確な工事内容で契約しているものが約69%（一般工事では約74%）など、総じて、通常の工事よりも悪い結果と



図一七 低入札工事における施工体制の特徴（「良好」な工事が占める割合）

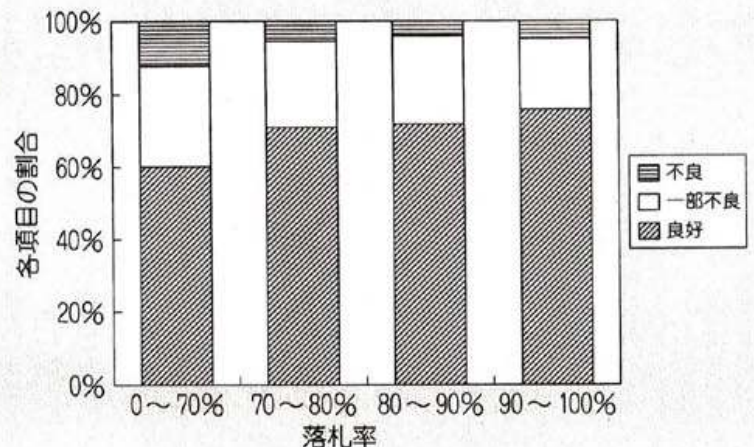
なっていました。

特に、元請と下請が明確な工事内容で契約しているかに関する点検について落札率の関係をみると、落札率が低下するほど点検結果が悪く（「不良」や「一部不良」の割合が高い）なっていることがわかりました。

② 総括

今回の点検では、568件の工事（点検を行った工事の約50%）で不備が見つかったため、工事担当事務所等に通知しました。また、基本点検項目全体では406件（約36%）、うち監理技術者の配置等に関する点検項目、施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目および下請契約に関する点検項目に関しては、それぞれ9件（約1%）、138件（約12%）、351件（約31%）の工事で不備が見つかりました。元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目については、390件（約34%）の工事で不備が見つかり、一括下請に関する点検項目については、一括下請負と認められる工事はありませんでした。

また、監理技術者講習を受講していない者を監理技術者として配置していた工事（1工事1業者）や下請負業者が有する建設業の許可区分とは異なる工事を実施していた工事（2工事4業者（各工事元請・下請負業者））について、建設業法違反の疑義でそれぞれ地方整備局および都道府県の建設業許可部局へ通知しました。



図一八 落札率と点検結果（明確な工事内容での下請契約）



地方公共団体および関係機関の 取り組み状況

46都道府県、14政令指定都市および9関係機関が同様の取り組みを行いました。概して良好な結果となっており、建設業法、適正化法に関する理解の浸透が進んでいることがうかがえますが、建設業許可票掲示の不備があるケースなどが見られました。



点検結果

全国一斉点検は、今年度で4回目となりますが、今回の点検結果を見ると、平成14年度には不備が目立った建設業許可票の掲示や施工体系図の掲示等の基本点検項目については、年々改善が見られ、特に、担当事務所等に通知した件数が昨年度と比較し減少するなど、発注者、施工者ともに建設業法、適正化法に関する理解の浸透が進んでいることがうかがえます。

しかしながら、施工体制台帳の備え付けの内容

の不備や元請負業者の下請施工の関与状況の一部の点検において不十分なケースが見られるなど、さらなる改善が必要です。

公共工事の品質を確保するためには、適正な施工体制の確保が重要です。一括下請負など、建設業法等の法令に違反する場合は言うまでもないことですが、元請負業者の下請施工への関与が不十分な場合にも、施工に何らかの影響が出る恐れがあります。

国土交通省としては、さらなる適正な施工体制の確保を図るため、引き続き、元請負業者の下請施工への関与が不十分なケースなどについて、通常の監督業務を通じて是正を求めるとともに、工事成績評定への反映を行うなど、所要の施策を講じていきます。また、低入札工事等では全工事と比較し、施工体制に不備が多く見られ、特に、元請負が下請負と明確な工事内容で契約しているかの点検では、落札率が低いほど点検結果が悪くなるなど、落札率が施工体制に影響を及ぼしている恐れがあることから、特に低入札工事において、工事の品質確保を図るために必要な対策を講じて

表一 平成17年度 施工体制に関する全国一斉点検の実施結果表（全国）

（元請負業者の下請施工の関与状況に関する調査）

